

## 平成23年度第2回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成23年12月19日（月）午後3時から

2 会 場 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

### 3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 星 尚文, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎,  
吉岡 弘宗, 小野寺 靖子, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 三輪 哲,  
阿部 春美

(委員13人中11人出席)

(2) 欠席委員 山田 春樹, 徳永 恵子

### 4 議題

(1) 調査審議事項

- ①専修学校の設置について（（仮称）仙台こども専門学校）
- ②専修学校の設置について（（仮称）仙台スイーツアンドカフェ専門学校）
- ③専修学校の設置について（（仮称）仙台ウェディングアンドブライダル専門学校）
- ④各種学校の設置について（（仮称）ホライズンジャパンインターナショナルスクール仙台）
- ⑤幼稚園の設置について（（仮称）おおひら幼稚園）
- ⑥学校法人の設立について（（仮称）学校法人啓明学園）
- ⑦学校設置者の変更について（まとば幼稚園）
- ⑧幼稚園の廃止について（七北田幼稚園）
- ⑨幼稚園の収容定員の変更について（鷹乃杜幼稚園）

(2) その他

- ①学校等の設置等の認可に関する審査基準の改正案について

### 5 会議の概要

事務局から審議会委員の減数についての説明があり、審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。

松良会長が審議会運営規程により議長となった。

議長は、議事録署名人として青木委員と小野寺委員を指名した。

(1) 調査審議事項

- ①専修学校の設置について（（仮称）仙台こども専門学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

②専修学校の設置について（（仮称）仙台スイーツアンドカフェ専門学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

特に質疑等なく、本審議会として了承される。

③専修学校の設置について（（仮称）仙台ウェディングアンドブライダル専門学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

(吉岡委員)

参考までに専修学校の定員は様々な分野があって定められないと思うが、規制緩和の時代に制限はあるのか。例えば幼稚園教諭・保育士の資格が取れるというのが、飽和状態で本当に資格が活かされているのかということ、活かされない仕事をしているような時代になってきている気がする。東京ベースで作るのは上手かもしれないが、地元の感覚として今まで地元優先で動いてきた専修学校はどう思っているのか。立地条件がよい、資金繰りが有能な法人が優先的に買い取り出来ればなんでも出来るとなると、末端として考えなければいけない。なにも規制がないとすると、問題にしなくても良いのかもしれないが、免許が活かされないのは問題ではないか。審議は足りないから審議するのであって、飽和状態でいて後は競争ですと言われると、それでいいのだろうか。それで今後推移していくと、学生数、児童数が減っているのに次から次に七変化のような内容の専門学校を作っていくのか。基準は何もないのでしょうか。

(事務局)

定員の基準は、専修学校は必要な学科、たとえば子ども専門学校ですと、教育社会福祉専門分野という分野になります。分野によって必要な校舎の面積が決まっており、学校が設置を希望する分野に必要な面積を満たしていなければ学校は作ることができません。校舎の一定の広さを備えた設置が大前提になります。どんなに狭くても学校が作れるわけで

はなく、ある程度の広さを確保しなければなりません。

校舎、校地は自己所有という部分は専修学校も変わらず、自己所有が前提です。校庭は設置基準上最低限必要な部分ではなく、小・中学校、幼稚園とは異なり必ずしも必要なものではありません。例えば、カリキュラム上運動が必要な場合は運動施設を必ず確保しなければならなりませんし、実習に必要な場合はこちらでも指導をしますが、そうでなければ、必ずしも校庭が必要なわけではありません。

(吉岡委員)

校舎の共用はよいのか。

(事務局)

混在してはいけないが、きちんと区分で分かれています。

(吉岡委員)

リゾートアンドスポーツ専門学校とビューティーアート専門学校は共用していません。

(事務局)

していません。今回建物の共用で出てきているのが仙台こども専門学校と仙台医療秘書福祉専門学校になります。入り口も2カ所あり、7、8階を子ども専門学校で、職員室も保健室も図書館も全て専用で設置し、他の学校の教室と共用する部分がなく単独で使うため、今回は問題がないと判断しました。

(吉岡委員)

財産状況は法人としてトータルの報告か。

(事務局)

そうです。

(吉岡委員)

新規で購入する資産はない状態での認可か。

(事務局)

この建物は昨年の年度の中頃に既に取得済みであったのです。

(伊藤委員)

校長の兼任は三幸学園の専修学校の中のどこかの部署に校長としての兼任があるのか。教員も基準教員数を満たしているが、兼任の数が多いのでこれも三幸学園の中での兼任なのか。

(事務局)

校長については他の三幸学園内の学校の校長を兼任しているわけではなく、非常勤校長という形になります。校長は兼任という形になっているので、副校長を専任として設置しています。教員につきましても、三幸学園内の他の学校の先生を務めている方もおりますが、他の専門学校で先生をされている方が、その教科だけ教えにくることもあるため、兼任表示しています。

(伊藤委員)

校長が不在の場合は副校長が代理となるということですか。

(事務局)

そうです。

その他、特に質疑等なく、本審議会として了承される。

④各種学校の設置について（（仮称）ホライゾンジャパンインターナショナルスクール仙台）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部会長)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

(伊藤委員)

ホライゾン学園について、横浜に小中高とあると思うが、それはすべてインターナショナルスクールとしてですか。

(事務局)

そうです。

(伊藤委員)

日本の学校に編入は出来ないのですか。

(松良議長)

日本のシステムではないですね。

(事務局)

そうです。

(伊藤委員)

インターナショナルスクールに通わせている親御さんたちがその辺りを理解されていない気がするが、どのような説明をされているのか。

(事務局)

学校の方で説明を行う際に、幼稚園ではないことは保護者に伝え、こちらでもパンフレットに誤りがあれば見付け次第指導している。また、校長からも誤解が生じないようにお一人ずつ説明をしていると伺っています。

(伊藤委員)

今の幼稚部の修業年限の3年が終わった時点で、小学校を開設する予定はあるのか。

(事務局)

学校としては3年後ではなく、小学校は作りたいと伺っているが、計画書として県が受け付けられる状況ではないので、今はお話を伺いながら詰めている状態です。

(伊藤委員)

その話が審議として入ってくる時期が近々あるのでしょうか。

(事務局)

もし平成25年度の開校を目指しているのであれば、書類を今年度中に提出いただかなければならないので、平成24年度の部会審議から入るようになると思います。ただ、今はまだ計画書は届いていません。

(松良議長)

あるかないか分からない話であり、インターナショナルスクール的一条校の申請は難しいのではないかと。

(千葉幼専各部会長)

インターナショナルスクールは編入学が出来ないということを保護者が知らないとなると、義務化まではいかないが、パンフレット等に明確に表現した方が混乱しないのではないかと思う。トラブルが多いのであればきちんとしたほうがいいのではないかと。

(松良議長)

そう言った意見があったということでもいいか。

(吉岡委員)

今審議している訳ですから、ホライズンが学校設置についてどのように考えて推移していくのか間違わないようにしたい。聞かないと分からないとか、今後どのようなのか分からないとかではなく、トラブルが起きてからでは何の審議だったのか分からなくなることをないようにしたい。慎重に対応していかなければ、後2年後に出る問題なのだから早い判断をしていただきたい。

また、この建物の構造を見ると、部屋数は12学級位取れる面積になっているが、子どもが2学級使う申請書類になっている。後の教室の使い道はどのようなになっているのか。広ければよい訳ではないと思うがどうなっているのか。他に、幼稚園の運営費助成と専修学校の運営費助成は一人頭の単価はどうなっているのか。

蛇足ですが、職員室と保健室の広さは間違いないか。

(事務局)

職員室の構成は、校長室と応接室と職員室がパーテーションで区切って使えるようになっています。職員室としての面積は小さいですが、校長室と応接室を一体のような形で使うような状況にありましたので、実際の使用上は広くはなっています。

また、保健室は現地視察の時に狭すぎると指摘はしておりました。ベッドは1つしか置けないため、いずれ小学校を作るとなった場合に再調整してもらうように話をしておりました。

(吉岡委員)

部屋の使い方についてはどうか。空き教室が沢山あるが。

(事務局)

将来的に空き教室は、学校を増やすとなった場合に教室として使用する予定のため、初めから使わないと伺っています。

元々建物自体が私塾的なインターナショナルスクールを想定していましたので、教室としての使用は問題はありません。例えば、小学校が出来るまで隣の教室を使って3、4、

5歳児を各1部屋ずつという使い方も出来ますが、将来的に幼稚部の教室を減らすということはやりづらいということで最初から使わないものとして扱うようです。

(佐藤委員)

確認だが、開設の時期が平成24年4月1日となっているが、生徒募集は行っているのか。認可を受けてから行うのか。

(事務局)

認可申請中で行います。他の専門学校等も認可申請中前提での話となります。

(佐藤委員)

そうすると、最初の卒園生は平成25年の3月に卒業することになるが、小学校は別に設立するのか。

(事務局)

当法人が設置するとなればそうなると思いますが、もし設置されなくとも通常は私立か公立の小学校を選んでもらうことになります。あるいは既存の東北インターナショナルスクールを選んでもらうという選択肢もあります。

(佐藤委員)

部会でもお願いしたが、幼稚園側とすれば幼稚部と名乗ると一般の方が混乱する。紛らわしくないように県の方でどのように指導していくのか。

(事務局)

学校には幼稚園ではないことは募集の際に説明してもらうようにしています。当初、幼稚部の名称の部分でも例えば、プリスクールという全く違う名称ではどうですか等提案はしておりました。ただ、横浜のインターナショナルスクールも名称はこの形をとっているということもあり、学校としてはこの名称で設置したいと言われていたところです。

(青木委員)

これが泉区の高森四丁目ということで本校と近いので興味深いのですが、インターナショナルスクールの教育内容は専ら英語で、様々な外国人がいるのか。

(事務局)

まだ生徒がどれくらいいるのか掴んでいませんが、学校が言うには、通常の幼稚園が教える事を英語で教える。基本は英語だが内容は普通の幼稚園と同じようなことを教えたいとのことでした。

(青木委員)

基本は英語となるのか。

(事務局)

そうです。一部日本語で教える授業もありますが、基本は英語となります。先生も外国籍の方がおります。校長先生も外国籍の方ですが、日本語の意思疎通に問題はありません。

(伊藤委員)

全て外国籍の教職員であると聞いたが、日本の教員免許にはこだわらないのか。

(事務局)

各種学校では、教員免許がなくとも教育に従事した経験があるとか、学校の方で特別に

教科を教える教員に相応しいと判断された人物であれば教員になることが可能です。

(松良議長)

幼稚園ではない。義務教育ではないので関係ないのでは。行かなくとも小学校には入れますよね。

保護者の誤解は小学校の場合は大変だが、幼稚部は義務教育ではないので特段問題はないのでは。

(松良議長)

神奈川県認可の法人では何を設置しているのか。

(事務局)

幼稚部から高等部までのインターナショナルスクールを1つ設置しています。過去に審議会でホライゾン学園の学校の設置の話があった際の、渋谷区の問題は学校からは切り離してNPO法人で運営をしており、神奈川でも法人自体は問題ないとしているようです。

(吉岡委員)

神奈川県認可の法人の学校設置ということで、神奈川県認可とはならないのか。

(事務局)

宮城県内に設置する各種学校なので、学校の設置認可は宮城県で所管します。最終的な寄附行為の変更で神奈川と調整が出てきますが、学校の設置認可の部分は宮城県の判断になります。

(松良議長)

神奈川県にある学校は各種学校なのか。では、その分校で持ってきてもしようがないのですね。

(松良委員)

助成金の金額によって、賛成反対が影響することはないですね。

その他、特に質疑等なく、本審議会として了承される。

#### ⑤幼稚園の設置について（（仮称）おおひら幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部長)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

(吉岡委員)

設置基準上、全面借用で大丈夫か。運動場は保育園には必要とされない部分なので、全面的に幼稚園で使用する分となるのか。認定子ども園になると複雑になるが平米数の考え方も定員の考え方も異なるので、既存の村立幼稚園を使うのではなく立て替えをするのであれば、保育園の部屋と幼稚園の部屋をどのように設置するのか教えてほしい。

他に、社会福祉法人で預貯金はこんなに多くても大丈夫か。

(事務局)

全面借用について、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更認可に関する審査基準をご覧ください。第4条第1項(2)の部分での扱いになります。大衡村と全面的に借用する契約を交わしており、基準を満たしていると考えて良いと思います。

また、運動場の面積に保育園は入っていません。資料23ページをご覧ください。園庭は幼稚園専用の運動場になっています。

預貯金につきましては、社会福祉法人の計算書類を参考にし、県の保健福祉部の社会福祉法人担当課に確認していただいたが、問題のない法人であるとの話を伺っています。

その他、特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑥学校法人の設立について（（仮称）学校法人啓明学園）

⑦学校設置者の変更について（まどば幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部部长)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

(佐藤委員)

借地があるのですね。全て園長先生所有だと思っていたが、一部借地はどなたからのものか。

(事務局)

平面図に（駐）とあるが、駐車場の部分だけ自分自身のために残してほしいとのことで一部だけ園長先生からの借地になります。それ他の部分は学校法人に寄附するとのことです。

その他、特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑧幼稚園の廃止について（七北田幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

(千葉幼専各部部长)

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、本計画を了承したことを報告します。

質疑等なく、本審議会として了承される。



⑨幼稚園の収容定員の変更について（鷹乃杜幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

（千葉幼専各部部长）

8月10日に部会を開催し、調査審議をした結果、継続審議となり改めて11月4日に部会を開催し、園児の安全管理対策と収容定員の適正管理を条件に、本件の計画を了承したものです。

（松良議長）

離れた運動場に歩道橋を付けるなどの付帯事項はないのですね。

（千葉幼専各会长）

はい。

（吉岡委員）

部会になかった点について、確認したい。

まず対策についての計画ですが、例えば1学級が移動する時には教職員を5名付ける、2学級なら8名、3学級なら11名これは初めて見る計画ですが何か指導をしたのか。人数を出せば安全なのか。今後学則定員を厳守することを宣誓するのであれば、最初から守れば良かったのではないか。

建物について、41ページの保育室はトイレにも行けない、外にも出られない部屋がある。どのように安全対策をしているのか。道路の安全対策の前に保育室の安全対策をしないと何かあったら大変ではないか。53㎡の基準を満たしているので問題ないかもしれないが、トイレに行くのも外に出るのも遊戯室を通過して行くような事は認めて良いのか。

それから、変更の前後を要項の内容として出さなければいけないのは分かるが、鷹乃杜幼稚園は昭和51年に認可されている建物である。この時には、周りの学校の児童数を勘案した園児数の定員で設定し、敷地面積を住宅地に求めた部分は最初から覚悟し、幼稚園を建てたのではないか。異なる場所に幼稚園を設置するという方法はなかったのか。280名から460名に変更と数字で書くとこれで良いのかもしれないが1.6倍になるまで何年かかったのか。今回認可をしてもらわないと幼稚園が無くなってしまうということではないと思う。募集要項、募集ポスター等を見たら県に話したのとは異なり募集定員を取ろうとしている。加えて、変更後の人数が、3歳児が2学級の40人から4学級の140人。3、4、5歳児の人数配分で一番1学級の比率が高いのが3歳児。一番目を向けなければならない手のかかる行動範囲の狭いようにして一番広いのが3歳児。それが140名。文科省で定めている35人ぎりぎりまで持ってきている。この根拠が分からない。

教員数は28人もいますが、実態として1年契約とのこと。子どもを真剣に育てようとする職員が1年後に自分の身の上を心配しなければいけないことはあってほしくない。真剣な教育をする人間が1年後に切られる事があるのならば、県で是正していただけない

ものか。

なぜ運動場が簡単に作れるのか分かりません。子どものトイレや水道など今は清潔感が問われている。更地であれば運動場ではないと思う。運動場の概念が決められていないのが、設置基準の言葉なのかもしれない。幼稚園で考える運動場は、子ども達が心配しないで遊べるような遊具や運動会をするための運動場ではないと思う。なので、それなりのスペースが同一敷地に欲しいと思う。

審議委員として何を判断するのか。基準にあっているからお願いするのは審議委員の使命を果たしているとは思えない。県の為に審議委員をしている訳ではない。幼稚園の安全を保証出来る審議をしていきたい。

(佐藤委員)

第2運動場は本当に運動場であってほしい。実態は来客用の駐車場なので、そのような使われ方が常態化しないように指導してほしい。

(吉岡委員)

安全を求める為に幸町の小学校は歩道橋を作りました。大げさな話ではないと思う。何か起こったらどうするのか。

また、審議基準の改正についてですが、まるで鷹乃杜幼稚園の話が前提で作られたのかは分かりませんが、申請を妨げるものではないと付いている改正案で、今から確認しなければならないのか。鷹乃杜幼稚園の審議を通すために改正案を作っているように見える。

もし、これに付随するような幼稚園が出た場合に、鷹乃杜幼稚園は認可され、他の幼稚園は駄目となると鷹乃杜幼稚園も同じ審議をしなければいけないと思う。まだ、話をしていない部分に触れて申し訳ないですが、改正案については大変驚いたところです。

(伊藤委員)

運動場に移動する時の交通状況はどうか。歩道橋は必要なのか。道路の交通量はどのくらいなのか。移動するときの教員の配置を考えると交通量が多いのだろうと思ったところです。やはり慎重に子どもの安全の為に審議が必要であろうと思います。

(松良議長)

鷹乃杜幼稚園の定数増の申請に関しまして賛成の方举手をお願いします。

反対の方举手をお願いします。

(挙手数不明のため賛否判定が不可)

(松良議長)

鷹乃杜幼稚園の収容定員変更については、継続審議とします。

(事務局)

先程の補助金の関係は基本的には専修学校・各種学校につきましては高等課程を有している学校だけに補助していますので、今回は幼稚部のため対象外となります。

安全性の確保という面と今後の認可への影響も考慮し、慎重に判断する必要があることから了承を見送り、継続審議となった。

## 6 その他

### ①学校等の設置等の認可に関する審査基準の改正案について

事務局から、資料により説明を行った。

次回以降に内容について精査を行うものとし、予め意見があればいただくこととした。

平成23年度第3回私立学校審議会専門部会の日程等について、事務局から説明した。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印